

七割ノ手當ヲ支給シ居レリ假令本會壹圓ニ對シ手當七拾錢、  
合計壹圓七拾錢ノ日給隨ツテ本給ト稱スルモノハ一般賃銀ニ  
比シ至極低率ナリ

二、十時間ノ勤務時間ヲ九時間ニ短縮スル事

三、解雇手當金ヲ左ノ通り支給ノコト

六ヶ月未満 三十日分

一ケ年未満 五十日分

一年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ二日分宛支給ノコト

四、退職手當金ヲ左ノ通り支給ノコト

一年以上二年未満 三十日分

二年以上三年未満 四十日分

三年以上ハ一年ヲ増ス毎ニ八日分宛支給ノコト

五、殘業時間ハ歩増ノコト

六、皆勤賞與ハ日給ノ三日分ヲ支給スルコト